

別記様式 2

生産行程管理業務規程

令和 5 年10月31日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒770-0943）徳島県徳島市中昭和町一丁目95番地の 1
（トクシマケントクシマシナカシヨウワチヨウ 1 チヨウメ95バン
チノ 1）

名称（フリガナ）：徳島県味噌工業協同組合
（トクシマケンミソコウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 田中 英太郎

ウェブサイトのアドレス：<https://tokushima-gozenmiso.jimdofree.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 8 類 調味料類

区分に属する農林水産物等：みそ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：御膳みそ（ゴゼンミソ）、Gozen Miso

4 明細書の変更

徳島県味噌工業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

組合は、生産業者に対し、明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「御膳みそ」の生産に使用した原材料及びその使用量を記録し、組合に月 1 回報告する。

また、生産した「御膳みそ」の仕込量・出荷量・在庫量を記録し、組合に月 1 回報告する。

イ 組合の手順

組合は、各生産業者から提出された報告により、各生産業者における「御膳みそ」の生産の方法について、原材料の使用状況、生産工程、製品の出荷、在庫状況を確認する。

なお、組合は、上記アの各生産業者からの報告について、明細書の適合性に係る遵守状況が疑われる場合は、立ち入り調査を行い、その結果を記録する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

組合は、上記(1)に記載の手順について、年に1回以上、総会又は講習会を開催し、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合には、当該生産業者に対し警告を発し、是正を求めることができる。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、当該生産業者の生産した「みそ」について、地理的表示及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用を禁止することができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、5の(1)の周知の際、地理的表示等の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「みそ」にのみ、地理的表示等の使用が可能であること
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「御膳みそ」と併せて使用すること
- (3) GIマークは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則に定められた規定に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合には、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、組合は当該生産業者に対し、地理的表示等の使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、6及び8に関して「御膳みそ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保管するものとする。

- (1) 上記 5 の(1)における「御膳みそ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

